

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利 博朗  
担当理事 宮城 政剛



「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う  
人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」の送付について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会を通じて「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う  
人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」の送付について」が届きましたのでご案内申し  
上げます。  
また、関係文書は当会ホームページ（新着情報→新型コロナウイルス感染症関連情報）に掲載  
しております。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：石垣・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

冲医発第 265 号  
令和 5 年 5 月 16 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会  
理事 涌波淳子

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う  
人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」の送付について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。  
本件は、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関  
する臨時的な取扱いについて」の送付についての通知となっております。  
人員基準等の臨時的な取扱いについて、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感  
染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）上の位置づけの変更後にお  
いては、別紙の通り分類された対応により、それぞれ取り扱うこととされたとの事です。  
なお、取扱いについては、位置づけ変更後の状況等を踏まえて見直しを行う場合があるとの  
事です。  
つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方に  
つきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する  
臨時的な取扱いについて」の送付について  
(令和 5 年 5 月 8 日 (日医発第 312 号)(介護))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課: 赤嶺  
TEL: 098-888-0087  
FAX: 098-888-0089  
g2@okinawa.med.or.jp